

京都市立芸術大学大学院音楽研究科（修士課程）教職課程に関する規程

（平成24年4月1日理事長決定）

（設置）

第1条 京都市立芸術大学大学院学則第41条に規定する教職免許状の取得希望者のために、本学大学院音楽研究科修士課程（以下「修士課程」という。）に教職課程を置く。

（免許状の種類）

第2条 修士課程教職課程において取得できる免許状の種類は、中学校教諭専修免許状（音楽）及び高等学校教諭専修免許状（音楽）である。

（取得条件）

第3条 前条に掲げる免許状を取得するためには、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 修士の学位を有すること
- (2) 中学校教諭一種免許状（音楽）又は高等学校教諭一種免許状（音楽）を取得済み（若しくは、取得に必要な全ての単位を修得済み）であることに加えて、修士課程において開設する音楽の教科に関する科目24単位を修得していること。ただし、修士課程において修得すべき教科に関する科目24単位以外は、原則として、修士課程入学前に修得済みであること。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。